

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月2日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月2日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。
また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査の結果について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） マイナンバーカード機能の充実ということで、スマホにマイナンバーカードの機能を搭載したら利便性がよくなり、危険性もなく、安心して免許証や保険証を持ち歩かなくてもよくなるのかお伺いします。

それから、特定マンションに係る特例では、現時点で町内に対象となる物件は何件あるのかお聞きします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、御質問にお答えします。

まず、一つ目ですが、マイナ保険証やマイナ免許証にすれば、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもよくなるかという御質問でございます。

こちらにつきましては、マイナ保険証やマイナ免許証は、基本的にマイナンバーカードを読み取って、資格確認や免許情報の確認を行うため、携帯する必要がございます。

続いて、二つ目の御質問です。特定マンションに係る特例に該当となる物件は何件あるかという御質問ですが、要件が合致した場合、下泉のセントレー大井川の建物のみが町内では該当する可能性がございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質問はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 下泉のマンションは、個人が大分入っているような気がするんですけども、どうなのでしょう。その人たちには分からないということですか。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） 下泉のマンションにつきましては、個人が区分所有者として所有している部分と、不動産会社が多くくの区分所有を所有している場合がございます。こちらにつきましては、区分所有者といいますか、管理者、今、不動産会社さんが管理者になっておりますが、そういった方が一括して必要な書類を提出することによって、こういった減額の特例を受けることができるということになります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改

正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第２ 承認第３号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて）

○議長（石山貴美夫君） 日程第２、承認第３号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。６番、大竹勝子君。

○６番（大竹勝子君） 賦課限度額の引上げと軽減基準額の引上げなんですけれども、賦課限度額の引上げで、納付すべき国保税額が増額となる世帯はどのようになっているのか。それと、被保険者数及び増額が見込まれる税額はどのくらいになるのか。また、基準額の引上げによって、新たに法定軽減の対象となる世帯の数と被保険者数、軽減される税額を軽減区分ごとに教えてください。

全協では、数字が分からないと言われたんですけれども、確定申告も終わっているの、計算の基になる数字は出ているのではないかと思います。いかがでしょうか。負担増になる改定を専決することは許されないのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、お答えします。

まず、確定申告が終わって、算出ができるのではないかとということでございますが、国民健康保険税に関しては、本算定がこれからになりますので、今から申し上げる数字につきましては、令和５年分の所得で令和７年と賦課条件を変えて、その差の数字についてお答えさせていただきます。

まず、賦課限度額の引上げに関することでございますが、令和５年度分の所得で算出した場合、賦課限度額の引上げにより国保税が増額となる世帯は５世帯で、被保険者数１６人、税額で約９万円増加いたします。

続いて、基準額の引上げによって、新たに法定軽減の対象となる世帯数に関しましては、７割軽減では増減はございません。５割軽減では８世帯が新たに対象となり、約２２万円が軽減されます。また、２割軽減は３世帯が減少し、約２万円が軽減対象外となります。これにより軽減される税額は、全体で約２０万円となります。

なお、被保険者数についてですが、前年度対比で５割軽減が９人の増加、２割軽減が一人の減少となります。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 2月7日に公布されて、4月1日からの改正なんですけれども、何で専決処分にしたのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、お答えします。

こちらにつきましては、国からの準則が決定したのが3月31日であったこともありまして、専決処分とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）に対して、反対の立場から討論します。

本案については、上位法に当たる地方税法等の改正が本年2月7日に公布され、これを受けて、本年4月1日付で国民健康保険税条例の一部の改正が行われたことについて、議会の承認を求めるというものです。

改めて強調するまでもなく、専決処分は本来、長が議会に対して、条例改正の場合、改正案を提出し、議会における採決で多数の賛成を得て、初めて有効になるというのが原則とされているのに対して、長が議会に諮ることなく、改正の効力を生じさせるという例外的な手続です。

当然ながら、地方自治法において、どんな場合にこれができるかについて、厳格な要件を定めています。具体的に、客観的に見て議会を招集するいとまがないと認められる場合、議会が招集に応じない、あるいは、いつまでも議決を行わない場合などです。

しかし、本件については、条例改正の必要を生じさせた原因であるところの法改正等は2月7日に公布されており、その時点から処分期日である4月1日までの間に、議会を招集しているいとまがないどころか、3月の3分の2以上の期間にわたって定例議会が開かれています。この開会に合わせて、通常の議案として条例改正案を提出することも決して不可能ではなかったと考えられる上、この定例会には追加議案も出されております。二重の意味で、通常の議案として条例改正案を議会に提出して、議会での可決を求めることは十分可能であったと考えられます。

この意味において、本件に関しては、そもそも専決処分ができる場合に当たらないのは明らかです。こうした議案に対して、議会の権威と存在意義を守ろうとする限り、安易に承認することは到底許されないものです。

加えて、本案の内容を見ると、法定軽減の対象を拡大する部分はともかく、医療分と後期高齢者医療支援分に係る賦課限度額をそれぞれ1万円と2万円に引き上げるとする内容が含まれています。これは、ごく一部の被保険者に限ったものとはいえ、明らかに対象となる被保険者については負担増となる内容です。

新たな税負担を課する場合、あらかじめ議会の承認を得なければならないという課税法定主義の原則に照らせば、幾ら上位法において上限の改定がされているとはいえ、それに合わせるか否かは各保険者の裁量に任せられていること一つ取ってみても、このような内容の条例改正を専決処分の形で行うことは、なおさら許されるべきではないと私は考えます。

この点を併せて考えるなら、本案については、当議会として容認できないとの議決を行うことこそが、町の議決機関としては最小限の責任であり、本当の意味で町民の負託に応える道だと私は考えるものです。

ぜひとも同僚議員の皆さんに賛同いただけますよう期待して、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案番号の承認第3号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、この専決処分について、賛成の立場から討論をいたします。

今、反対者の中で、このものは専決にはふさわしくないというような御意見がありました。が、地方自治法第179条において、町村長が議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合については専決処分ができるという明確な規定がございます。

先ほど課長の説明からあったように、令和7年2月7日に国民健康保険法施行令の一部改正というものが公布されておりますが、準則が何回か多分示されていて、その準則が確定したのが3月31日であったということを考えれば、3月中に議会を招集する余裕はなかったというふうに判断して、私はいいのではないかというふうに思います。

また、改正の内容でございますが、賦課限度額の引上げを行って所得判定基準の引上げを行うことによって、税の公平性の確保、中・低所得者層の負担の軽減というものが図られ、国民健康保険制度が持続的な制度となる、そういうものになっていくのではないかというふうに考えられますので、以上の理由により、私はこの承認第3号、専決処分した事件の承認について、賛成の立場で討論いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第46号 町道路線の変更について(町道下泉原線の
起点の変更)

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、議案第46号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第46号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第47号 工事請負契約の締結について(林道千頭嶺

線災害復旧工事)

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これは、林道千頭嶺線災害復旧工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この林道千頭嶺線の場所ですけれども、沿線の受益者はどの程度いるのか教えてください。それから、落札率が高かったんですけれども、いろいろ調査をする気持ちはありませんか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 御質問にお答えいたします。

受益者数は詳細は把握しておりませんが、受益面積は1,204haになります。

なお、中部電力横沢第一堰堤への管理道路として機能している路線であります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

今回、適正な入札が行われているために調査は行いません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている議案第47号、工事請負契約の締結（林道千頭嶺線災害復旧工事）に対して、反対の立場から討論いたします。

本案については、林道千頭嶺線において路肩が決壊する災害を受け、その復旧工事を5,500万円で株式会社神田組に請け負わせようとするものとなっています。説明によれば、5月16日に6社による指名競争入札を実施した結果、株式会社神田組が税抜き5,000万円で落札したのを受けて、この議会に議決を求めるというものです。

最初にお断りしておきたいと思いますが、たとえ沿線に人の住む家がないという林道とはいえ、災害に遭って通行ができない状態を放置することは許されません。その意味で、災害復旧事業それ自体については、できる限り早期に実施していただかなければなりません。

とはいえ、災害復旧といえども、元をただせば、税金を原資とする公の事業です。そのため、請負契約が誰の目から見ても公正になされなければならないことは、改めて強調するま

でもないところとを考えます。確認したところでは、本件の落札率は99.48%と、この種の議案において、ほぼ常態化している、異常とも言うべき極めて高い数値となっています。

今回は、私がこれまで繰り返し厳しく批判してきたことを意識したのか、落札した業者以外は全て予定価格を超える札を入れるといったことこそありませんでしたが、それだけに、極めて狭い範囲の入札価格の幅に集中するという逆の不自然さが目立つ結果になったのは、何とも皮肉なことと言わなければなりません。

町長は、こうした数字を前にしてもなお、情報の漏えい等の問題がなかったか否かなどを調査しようとする意思すら示していません。これで、町としての業者の契約の在り方に一点の曇りもないと多くの町民に認めてもらうことなど、到底できる相談ではないと私は考えます。

こうした点を考え合わせるなら、この路線の復旧工事そのものは、できる限り早期に行う必要があるとしても、この件の請負契約については、黙って認めることは到底できないことを率直に申し上げて、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第47号、工事請負契約の締結について（林道千頭嶺線災害復旧工事）について、賛成の立場から討論をいたします。

反対者の反対の理由の中で、落札率が非常に高い、99.4%。95%を超えていると、談合ということがよく言われますが、公共事業の入札において一番大切なのは、公平性・公正性、それが保たれているかどうかということが判断の基準になるというふうに考えます。

5月16日に指名競争入札が行われ、その業者においては、入札の指名願を出された業者の中から、特定建設業を持っている、実績も十分な業者6社が選ばれて競争入札が行われている点を考えても、公平な入札が行われているということが考えられると思います。

また、予定価格というのは、工事を標準的な方法で施行する際に、必要となる原価と利益について、実勢価格、そういうものを調査して価格をはじき出すということですので、こういう単価については、県の単価表があったり国の基準があったりするものですから、予定価格に近いものは、今の情報社会においては引き出せるものであるというふうに私は考えます。

以上の理由から、私は、議案第47号、工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第47号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第48号 工事請負契約の変更契約の締結について

(旧町立北小学校解体工事)

○議長(石山貴美夫君) 日程第5、議案第48号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。これは、旧町立北小学校解体工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 今回、北小学校解体のときにアスベストが出てきたということで、前回アスベスト含有が、事前調査では分からなかったのかどうか伺います。存否を明らかにするための調査だったのではないかと思うんですけれども、そこはどうなっていたんでしょうか。

入札の際、自前で処分場を持っているということで、予定価格が半減したということでしたけれども、今回は予想外のアスベスト含有で、比較的小さな範囲なのに、なぜ183万円もかかるのか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長(澤口誠一郎君) それでは、お答えします。

今回発見されたアスベストにつきましては、内壁内に吹きつけられたものであります。事前調査の資料とした建設時の設計書には、当該箇所においてアスベスト含有建材はないことになっており、今回、内壁材を撤去した際に判明したため、事前の予測は困難であったと思います。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 入札価格で183万円もかかるということは、どのようになっているのでしょうか。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、澤口誠一郎君。

○総務課長(澤口誠一郎君) それでは、お答えします。

設計の中で、業者のほうから出されてきたものを適正に判断させていただきながら、今回対応しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第49号 工事請負契約の変更契約の締結について

（寸又峡プロムナードコース落石対策工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第49号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。これは、寸又峡プロムナードコース落石対策工事に係るものです。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この工事請負契約、寸又峡プロムナードコースの面積が少なくて済み、資材納入と仮設の足場が短くて済んで減額ということだったんですけども、短くしたために、設置より外側に落石などは考えられないのでしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、神谷毅君。

○観光交流課長（神谷 毅君） ただいまの質問にお答えします。

現在、工法としまして、ネットで山のほうを、山からの落石をカバーする形、それから、防護柵のほうで落ちてきた石を保護できるというような形で工事を施行しております。

議員が今質問されていた、減らしたことによってそういう被害が起きるのではないかと、いうところにつきましては、現場を十分精査をして、予防範囲は十分カバーしておりますので、問題はありません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第50号 令和7年度川根本町一般会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第50号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） ふるさと納税基金創設への準備に対して、電話やネットで調べるだけでは分からないのか伺います。

2番目に、带状疱疹の予防接種助成金ですけれども、どれくらい発生率があって、带状疱疹にかかった場合の費用とワクチン接種に係る費用は、どのように変わってくるのでしょうか。それから、生活保護の人は、5人分予算に組まれていますけれども、低所得者への補助の上乗せはないのか伺います。

それから、三つ目に、もりのいずみの浴室修繕、排煙窓などについて、町からもりのいずみのほうに指定管理者の残金を払っているのですけれども、その修繕するときの負担割合というものがどのようになっているのか伺います。浴槽の排煙窓の修繕費170万円、積算根拠はどうなっているのか伺います。

それから、4番目に、町道地名中央線道路改修工事に伴う用地測量調査業務400万円です

けれども、高く感じるんですけれども、その積算根拠はどうなっているのか伺います。

それから、5番目に、水川藤川線災害復旧工事請負費ですけれども、再度災害を受けて、さらに倒木や堆積土砂が蓄積されたということで、今回の工事によって、強度は最新の工法で大丈夫ということですが、路面や擁壁に亀裂が入ったときに大丈夫かどうか、治山対策や沢の水の流路整備を優先させるべきではないか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） まず私のほうから、一つ目にあったと思うんですけれども、ふるさと納税基金をこれから設置するに当たり、ネットで調べるだけでは駄目かという質問だったと思うんですけれども、ネットでは当然調べてあって、こういう方針だということであります。

現在は、役場もそうなんですけれども、ウェブ会議ということで、相手とウェブで会議もすることができます。ただ、そういった会議をやっても、やはり対面で、実情というのはそのほうが分かりやすいというのは、議員も御承知だと思います。やはり対面で相手と言葉を交わして、その中でいろいろ引き出すという部分、うちも初めてこういったことをやりますので、もっと表に出せない具体的な部分は聞いてくる必要があると思いますので、そういったことで御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、私のほうから、大竹議員の質疑に2点お答えをさせていただきます。

まず、带状疱疹の発生率等についてお答えをいたします。

带状疱疹の発症には加齢が関係しており、日本人では50代から带状疱疹の発症率が高くなり、50代、60代、70代と発症率が増加し、80歳までに約3人に一人が带状疱疹を発症すると言われております。

带状疱疹に罹患した場合の費用についてですが、治療には抗ウイルス薬や痛み止めなどの薬剤が用いられるということを聞いております。早期の適切な治療が重要となります。治療については、患者様の症状、それから治療内容、加入健康保険等によって異なるために、一概に金額を断定することは難しいですが、一般的には数千円から数万円程度で済むことが多いようです。ただ、重症例や長期化の場合には、入院治療等が必要となりますので、それ以上になる可能性もございます。

ワクチン接種費用については、全員協議会でお示しをした資料のとおりとなっております。

次に、低所得者への補助の上乗せについてお答えをいたします。

現時点においては、補助の上乗せは考えておりません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、神谷毅君。

○観光交流課長（神谷 毅君） それでは、もりのいずみの修繕のことにつきましてお答えさせていただきます。

まず、修繕の割合につきましては、こちらは、川根本町奥大井もりのくに施設の管理運営に関する協定書といったものを結んでおります。その中で、修繕費が10万円を超えるものにつきましては、町と協議し決定するというふうになっておりまして、今回協議した結果、修繕する部分が建物に関わる部分の修繕でもあり、今回は町で修繕するという形で行うような形を取りました。

それから、次の積算の根拠ですけれども、こちらにつきましては、業者からの見積りを基準に公共単価のほうでの見直しを行い、設計をいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、山本庸輔君。

○建設課長（山本庸輔君） 質問にございました町道地名中央線道路改修工事に伴う用地測量調査業務委託の400万円の増に関してですが、回答します。

用地測量面積の増による、それに伴って調査筆数、あと補償対象件数等の増が見込まれたため、県の公共単価を基に再設計をし直したところ、不足が生じてしまったというところになります。

また、町道水川藤川線の災害復旧工事ですが、水対策等が必要ではないかということでしたが、それに関しては、道路の上面、のり面の部分の3工事については検討・協議中でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第50号、令和7年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 8 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（石山貴美夫君） 日程第 8、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第 7 条の規定により、町議会議員からは 4 人を選出することとされています。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち一人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第 8 条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第 33 条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとなりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は 10 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 11 番、中澤 莊也君、1 番、佐々木直也君を指名します。

候補者氏名表は、お手元に配付のとおりです。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、候補者 1 名の氏名のみを記載する単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（石山貴美夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「配付漏れなし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（石山貴美夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れはありませんか。

（「投票漏れなし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

11番、中澤莊也君及び1番、佐々木直也君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長（石山貴美夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、笠井政明君9票、平野正紀君1票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（石山貴美夫君） 立会人お二人はお席にお戻りですね。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、6月19日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時45分